

株 主 各 位

大阪府堺市堺区石津北町9番1号

ナビタス株式会社

代表取締役社長 辻 谷 潤 一

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日(月)17時までに到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区石津北町9番1号
当社本社 4階 カルチャーセンター
(末尾の「第39期定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役5名選任の件
第4号議案	監査役3名選任の件
第5号議案	取締役の報酬等の額決定の件
第6号議案	監査役の報酬等の額決定の件
第7号議案	退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件
第8号議案	退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第9号議案	会計監査人選任の件

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約の為、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.navitas.co.jp>）に掲載させていただきますのでご了承下さい。

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、引き続き緩やかな回復が続いております。また、海外においては北朝鮮情勢を巡る警戒感や米国及び中国の保護主義的な政策運営への懸念などの不透明感はあるものの、中国・アジア新興国の景況感に持ち直しが見られるなど総じて回復基調で推移しております。

このような状況の中で、創業51年目となる当社は、「新生ナビタス51+1（プラスワン）」をスローガンに過去の経営体制を刷新すると共に、「技術革新の為の研究開発積極投資」、「収益性の高い事業に選択と集中」、「現場志向と部門別独立採算制」を経営方針として、「2020年度安定成長」の為の中期経営計画に基づく経営改革に着手しました。その初年度となる当期は、重点課題製品である「空気転写機(NATS)」の開発投資を強化すると同時に、主力のホットスタンプ機・パッド印刷機及びこれらの関連商品の販売を部門別独立採算制に基づく新体制でスタートしました。

その結果、装置事業においては、人材不足が続く生産現場における省力化・生産自動化のニーズを受けて特注機の販売が伸び、それに伴う関連商品事業においても、販売が堅調に推移しました。また、国内子会社においては、画像検査装置分野においてカード・ラベル・ボトル印刷業界から引き続き高い評価を受けて販売が伸長し、成形転写関連事業においても海外向け家電用のフィルムの出荷が堅調に推移いたしました。

一方、海外市場において、ベトナムやASEAN地域の業績は回復してきておりますが、中国市場では現地企業との競争が激化しており、販売実績は増加したもののコスト・経費の増加により厳しい経営環境となっております。

中期経営計画において初年度となる当期は、来期(平成31年3月期)から成長路線に舵を切る為に、人材と研究開発及び設備に大きく資源を投資しました。すなわち、計画的に26名増員することにより社員数は前年同期比20.0%増の156名、それによる人件費は前年同期より57百万円増加し、8.2%増の7億60百万円となりました。また、研究開発に積極的に投資し、その額は前年同期比32.1%増の1億2百万円となりました。更に、機械の内製の為の大型加工機の増設や、中国市場向けNATS装置の開発、NATS用フィルムの先行コスト投資など来期以降の体制整備の為の準備費用投資を前倒しで実施しました。このように、当期は来期の成長に向けた「基盤固めの年」として人材・設備・開発に積極的に投資してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は44億1百万円(前年同期比9.2%増)となりました。また、利益面におきましては営業利益が84百万円(前年同期比15.3%減)、経常利益が1億5百万円(前年同期比13.4%減)となり、特別損失として固定資産の減損損失を23百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益が19百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失9億18百万円)となりました。

また、来期の業績の先行指標となる装置事業における機械装置受注額は平成30年4月末時点で9億14百万円、当期平成29年4月末時点と比較して33.1%増となり、中期経営計画2年目の来期(平成31年3月期)の計画達成に向け、大きく伸長しております。

地域別セグメントの業績

①国内市場

当社グループの国内市場における販売は、人材不足を補うための省力化・生産自動化のニーズを受け、特注機の販売とそれに伴う関連商品が堅調に推移しました。また、国内連結子会社の画像検査装置分野においては、カード・ラベル・ボトル印刷業界向けの国内販売が伸張しました。この結果、国内市場における売上高は31億36百万円となりました。

②海外市場

当社の重要主力製品である「空気転写機 (NATS)」の中国やASEAN地域への販売と出荷が増加すると共に、成形転写事業での海外向けフィルムの販売が伸長しました。また、国内連結子会社の画像検査装置のASEAN地域での販売が堅調に推移しました。これらの結果、当社グループの海外市場における売上高は12億65百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中における重要な設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

当期中における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

中期経営計画2年目の来期(平成31年3月期)は、「基礎固め」の為に実行した先行投資の成果を出す最初の年となります。その為に、「部門別独立採算制」を敷く当社各事業部門と国内外の子会社それぞれが、具体的な販売計画に基づいて、収益を上げるべく各事業を推進してまいります。

「収益性の高い事業への選択と集中」を継続し、「研究開発積極投資」により生まれた新製品の拡販と、ますます高くなる省力化・生産自動化のニーズにマッチした特注機の開発・販売により、高い収益を確保していく所存です。

特に来期は、より高い収益確保に向けて、生産方法の改革、原価管理の強化及び業務システム改革を行ってまいります。このように、収益性向上に重点を置いた経営施策を行い、財務体質の健全性を維持しつつ更なる成長を目指してまいります。

以上により、来期(平成31年3月期)の当社グループの業績としまして、売上高46億円、営業利益1億50百万円、経常利益1億70百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1億50百万円を目標とすることとしました。それらの達成に向け当社グループの全役職員が一丸となって邁進してまいります。

今後も市場環境・企業環境はますます厳しくなると予想されますが、当社グループは更に企業価値を向上させるべく、グループ全体の業容拡大を図ってまいります。その為には社会からの信頼を得ることが極めて重要であると理解しており、今後も継続して企業倫理・コンプライアンスに対し、グループ全体の役員・社員が共通の認識を持ち、公正で的確な意思決定を行う仕組みを構築する為、内部管理体制の強化・充実を図ると共に、一層のコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (平成27年3月期)	第37期 (平成28年3月期)	第38期 (平成29年3月期)	第39期(当期) (平成30年3月期)
売 上 高 (千円)	4,069,424	3,792,272	4,031,672	4,401,467
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	79,260	66,794	△918,505	19,949
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	18.40	15.51	△213.35	4.66
総 資 産 (千円)	5,166,577	5,051,414	4,385,999	4,404,488
純 資 産 (千円)	3,880,568	3,857,983	2,896,259	2,854,027

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (平成27年3月期)	第37期 (平成28年3月期)	第38期 (平成29年3月期)	第39期(当期) (平成30年3月期)
売 上 高 (千円)	1,763,236	1,779,035	1,723,381	1,947,725
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	1,440	69,864	△922,194	△43,941
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	0.33	16.23	△214.21	△10.26
総 資 産 (千円)	3,797,800	3,849,487	2,919,415	2,914,911
純 資 産 (千円)	3,238,990	3,234,716	2,280,404	2,173,308

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社	20,000千円	100%	特殊印刷機械の関連機器及び関連資材の製造、販売
納維達斯机械(蘇州)有限公司	670千米ドル	100%	精密印刷機械及び資材、部品の製造、販売並びにアフターサービスの提供
ナビタスビジョンソリューション株式会社	20,000千円	100%	画像検査システムとその周辺機器の開発並びに販売
NAVITAS VIETNAM CO., LTD.	300千米ドル	100%	精密印刷機械及び資材、部品の製造、販売並びにアフターサービスの提供
タクトピクセル株式会社	30,000千円	100%	パッケージングソフトウェア及びその関連製品と関連技術の開発研究並びに設計、製造

(注) 1. 納維達斯商貿(蘇州)有限公司は、納維達斯机械(蘇州)有限公司を存続会社として吸収合併いたしました。

2. タクトピクセル株式会社は、平成30年1月5日に設立しております。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、プラスチックの加飾機械としての熱転写装置、印刷装置及び成形転写装置並びにこれら装置の関連商品等の製造・販売、また、画像検査システムとその周辺機器の開発・販売を行っております。

(8) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

①当社

本社：大阪府堺市堺区石津北町9番1号

工場：第一工場：大阪府堺市堺区石津北町9番1号

第二工場：大阪府堺市西区浜寺石津町東1丁5番15号

東京支店：東京都豊島区巣鴨1丁目2番5号

中部営業所：愛知県東海市中央町7丁15番地 中央ビル

(注) 平成30年4月9日をもって、東京支店は東京都渋谷区渋谷3丁目9番10号に移転いたしました。

②子会社

ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社

(本社：大阪府堺市西区浜寺石津町東1丁5番15号)

納維達斯机械(蘇州)有限公司

(本社：中国江蘇省蘇州工業園区唯亭鎮春輝路5-4A)

ナビタスビジョンソリューション株式会社

(本社：神奈川県横浜市港北区新羽町472番地)

NAVITAS VIETNAM CO., LTD.

(本社：Lot T1-11A, Calmette Avenue, An Tay Industrial Park, Ben Cat Dist, Binh Duong Province, Vietnam)

タクトピクセル株式会社

(本社：神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目7番地18第2上野ビル539号)

(9) 従業員の状況(平成30年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
156名	26名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77名(14名)	13名増	41.70歳	10.64年

(注) 従業員数は在籍社員を示し、臨時従業員(パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員)は、()内に在籍人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,780,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,722,500株 (自己株式1,478,935株を含む。)
- (3) 株主数 2,420名
- (4) 大株主

氏名または名称	所有株式数(株)	持株比率
ナビタス持株会	474,500	11.18%
株式会社トービ	188,420	4.44%
ツジカワ株式会社	150,420	3.54%
日本生命保険相互会社	114,400	2.70%
上野良武	113,910	2.68%
株式会社SBI証券	106,400	2.51%
ナビタス従業員持株会	89,777	2.12%
平木誠一	87,585	2.06%
三菱UFJ信託銀行株式会社	73,150	1.72%
日本証券金融株式会社	69,600	1.64%

(注) 持株比率は、自己株式(1,478,935株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	辻 谷 潤 一	ナビタスビジョンソリューション株式会社代表取締役社長 タクトピクセル株式会社代表取締役社長
取 締 役	菊 池 浩 司	商品事業部長 ナビタスビジョンソリューション株式会社取締役
取 締 役	藤 本 雅 也	N A T S 推進本部長 納維達斯机械(蘇州)有限公司董事・総経理
取 締 役 (常勤監査等委員)	坂 本 享	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	飯 島 奈 絵	弁護士 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 橋 修 司	税理士 ナビタスインモーリングソリューションズ株式会社 監査役 ナビタスビジョンソリューション株式会社監査役

- (注) 1. 取締役飯島奈絵が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
2. 取締役飯島奈絵及び高橋修司の両氏は、社外取締役であります。
なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 監査等委員飯島奈絵氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員高橋修司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部署の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図る為に執行役員制度を導入しております。
7. ナビタスインモーリングソリューションズ株式会社、納維達斯机械(蘇州)有限公司、ナビタスビジョンソリューション株式会社、タクトピクセル株式会社は、当社の子会社であります。
8. 平成29年6月29日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、上野良武、廣口隆久、川口洋及び眞柄光孝の各氏は、取締役を任期満了により退任いたしました。

9. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位及び取締役の重要な兼職の異動は、次の通りです。

氏名	新	旧	異動年月日
菊池 浩司	常務取締役 商品事業部長 ナビタスビジョンソリューション株式会社取締役	取締役商品事業部長 ナビタスビジョンソリューション株式会社取締役	平成30年4月1日
藤本 雅也	取締役CSC事業部長	取締役 NATS推進本部長 納維達斯机械(蘇州)有限公司董事・總經理	平成30年4月1日

10. 当事業年度末日後に生じた執行役員の地位及び執行役員の重要な兼職の異動は、次の通りです。

氏名	新	旧	異動年月日
日沼 徹	執行役員 管理本部長兼東京支店長	執行役員企画室室長	平成30年4月1日
眞柄 光孝	執行役員 管理本部副本部長	執行役員 管理本部本部長	平成30年4月1日
崎山 元延	執行役員 装置事業部事業部長	装置事業部副事業部長	平成30年4月1日

(2) 取締役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額（千円）
取締役 (監査等委員を除く)	7名	41,315
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	12,609 (7,473)
合計	10名	53,924

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第37期定時株主総会にて年額150,000千円以内(ただし、使用人給与は含まない)と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第37期定時株主総会にて年額25,000千円以内(ただし、使用人給与は含まない)と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額(取締役7名5,431千円、監査等委員3名819千円(内、社外取締役2名483千円))が含まれております。なお、当事業年度末の役員退職慰労引当金の残高は、取締役3名7,924千円、監査等委員3名4,722千円(内、社外取締役2名4,236千円)であります。
5. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、4,000千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動内容
取締役 (監査等委員)	飯島奈絵	当期に開催された取締役会及び監査等委員会の殆どに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	高橋修司	当期に開催された取締役会及び監査等委員会の殆どに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当社が支払うべき報酬等の額	19百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の相当額	19百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等の区分をしておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 当社の連結子会社4社のうち、国内連結子会社2社を除く在外連結子会社2社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合による場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込がないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人の解任または不再任いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社の取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者またはその提案者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針を平成19年5月21日開催の当社取締役会において以下の通り決議し、平成19年6月27日開催の当社定時株主総会でご承認をいただき、「買収防衛策」として導入し、平成28年6月28日開催の第37期定時株主総会でこれを継続することを決議しております。

①本方針に対する基本的な考え方

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様にご任せられるべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様にご判断いただくには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様へ適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様にご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様のご判断の為に必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

②大規模買付ルール概要

イ. 情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは ①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し ②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成の為の必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の通りです。

- a. 大規模買付行為及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b. 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c. 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- d. 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- e. 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

ロ. 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

ハ. 独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗処置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保する為、当社は取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の構成員、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者からの独立性が高い有識者3名以上とします（あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断した場合は、候補者を変更するか、候補者以外から独立委員会を選任することがあります）。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断を成すに際して、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高める為に必要に応じ、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議及び決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗処置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査等委員の意見も尊重したうえで決定することにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保しています。

③大規模買付行為がなされた場合の対応

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗処置はとりません（当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等を行うことはございます）。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、監査等委員の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗処置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗処置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また、監査等委員の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制
コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、役職員が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動を取るための行動規範を定める。また、その徹底を図る為、管理本部にて全社のコンプライアンスの取り組みを統括・監査する。これら活動は定期的に取り締役に報告するものとし、取締役会には社外取締役を含む監査等委員も全員出席する。法令上疑義のある行為等について従業員が情報提供を行う手段として内部通報システムを構築し、同システムにより、法令違反行為等の通報を受けた場合には、調査、事実確認、再発防止策の策定を行い、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、為替等にかかるリスクのうち、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理本部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - イ. 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく5事業年度を期間とする中期計画を策定する。
 - ロ. 取締役会は、中期経営計画を具体化する為、中期経営計画に基づき、每期、事業部門毎の業績目標及び予算を設定する。取締役会は、研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、取締役会は、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
 - ハ. 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - ニ. 月次の業績はITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。
 - ホ. 取締役会は、毎月、月次の業績について、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - ヘ. 前項の議論を踏まえ、各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が重視すべき具体的な施策及び権限分配を含めた業務遂行体制の改善を図る。

- ⑤ 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
管理本部が、当社及び子会社からなる企業集団全体の法令順守、リスク管理を組織横断的に監視すると共に、当社取締役会に子会社の取締役も出席し、次の事項を報告する。
- イ. 経営会議で決議された事項
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. 内部通報制度の通報状況及び内容
 - ト. その他コンプライアンス上重要な事項
- ⑥ 反社会的勢力を排除する為の体制
- イ. 反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正を確保する為に必要な事項であることを取締役、使用人及び当企業集団の全てにおいて深く認識し、その犯罪防止に向けて体制の整備を行う。
 - ロ. 反社会的勢力に対する情報収集及び反社会的勢力等への対応については管理本部を統括部署とし、管理本部は、随時、関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受ける。
- ⑦ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員がその職務を補助する使用人（以下、「補助職員」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役会は、特段の事由がない限り、監査等委員が当社使用人のうちから補助職員を選任することを認める。監査等委員より監査業務の指示、命令を受けた補助職員は、その指示、命令に関し、取締役他役職員の指揮命令を受けないものとし、補助職員の人事異動は監査等委員会の同意を得る。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告する為の体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役は、次の事項を監査等委員に報告する。
 - a. 経営会議で決議された事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - c. 毎月の経営状況として重要な事項
 - d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - e. 重大な法令・定款違反
 - f. 内部通報制度の通報状況及び内容
 - g. その他コンプライアンス上重要な事項

ロ、使用人は前項②及び⑤に関する重大な事項を発見した場合、監査等委員(社外取締役を含む。)にこれを直接報告することができる。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

監査等委員は会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、また、取締役会等の重要な社内会議に出席し、意見を聴取する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、上記(2)に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、また、企業集団の業務の適正を確保するための適切な運用に努めており、当該体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、社外取締役2名を含む3名の監査等委員も取締役会に出席したうえで、議事運営及び決議内容を監査し、かつ積極的に意見表明を行っております。
- ② 監査等委員は監査を行うと共に、当社代表取締役及び取締役・会計監査人とのコミュニケーションの充実を図っております。また、常勤監査等委員は、業務報告会等の社内の重要な会議に出席し、各部門への往査及び重要文書の閲覧を中心に職務の執行状況を監視しております。
- ③ 内部監査は、管理本部が担当しており、具体的には各部署の業務が法令・定款・社内規則等に従い、適正かつ有効に運営されているかを調査し、その結果を代表取締役に報告すると同時に適切な指導を行うことにより、経営効率の向上を図り、不正や事故の発生を未然に防ぐため、内部監査を実施しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、将来の事業展開と経営体質の強化の為に内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施する方針であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、期末配当金は1株につき5円00銭とし、中間配当金5円00銭と合わせまして10円00銭としております。

内部留保金につきましては、時代の要求や市場のニーズに応える優れた製品開発・研究開発活動及び経営体質の一層の改善・効率化のための投資等に活用し、事業の発展に貢献してまいります。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(3,422,440)	流 動 負 債	(1,430,377)
現金及び預金	1,858,981	支払手形及び買掛金	961,113
受取手形及び売掛金	814,582	短期借入金	41,739
商品及び製品	141,869	リース債務	5,360
仕掛品	297,663	未払法人税等	47,286
原材料及び貯蔵品	165,915	未払消費税等	4,740
繰延税金資産	40,572	賞与引当金	54,217
その他	103,742	その他	315,918
貸倒引当金	△887		
固 定 資 産	(982,047)	固 定 負 債	(120,082)
有 形 固 定 資 産	(630,987)	長期借入金	400
建物及び構築物	42,901	リース債務	13,673
機械装置及び運搬具	16,149	繰延税金負債	7,939
土地	559,497	役員退職慰労引当金	66,992
その他	12,439	退職給付に係る負債	31,076
無 形 固 定 資 産	(3,307)	負 債 合 計	1,550,460
ソフトウェア	3,307	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	(347,753)	株 主 資 本	(2,765,408)
投資有価証券	283,170	資本金	1,075,400
退職給付に係る資産	2,689	資本剰余金	943,375
繰延税金資産	21,405	利益剰余金	1,219,634
その他	41,890	自己株式	△473,001
貸倒引当金	△1,403	その他の包括利益累計額	(88,619)
		その他有価証券評価差額金	38,827
		為替換算調整勘定	49,792
資 産 合 計	4,404,488	純 資 産 合 計	2,854,027
		負 債 純 資 産 合 計	4,404,488

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,401,467
売 上 原 価		2,997,042
売 上 総 利 益		1,404,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,320,157
営 業 利 益		84,266
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,209	
受 取 配 当 金	5,145	
受 取 賃 貸 料	11,229	
保 険 解 約 返 戻 金	5,369	
そ の 他	3,849	26,802
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,943	
為 替 差 損	3,143	
そ の 他	887	5,974
経 常 利 益		105,094
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4	
減 損 損 失	23,574	23,578
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		81,516
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	85,970	
法 人 税 等 調 整 額	△24,403	61,566
当 期 純 利 益		19,949
親会社株主に帰属する当期純利益		19,949

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	1,075,400	943,375	1,253,487	△450,976	2,821,285
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△53,802		△53,802
親会社株主に帰属する当期純利益			19,949		19,949
自己株式の取得				△22,025	△22,025
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	△33,852	△22,025	△55,877
平成30年3月31日残高	1,075,400	943,375	1,219,634	△473,001	2,765,408

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年4月1日残高	26,154	48,819	74,973	2,896,259
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			-	△53,802
親会社株主に帰属する当期純利益			-	19,949
自己株式の取得			-	△22,025
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,673	972	13,646	13,646
当期変動額合計	12,673	972	13,646	△42,231
平成30年3月31日残高	38,827	49,792	88,619	2,854,027

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社

納維達斯机械（蘇州）有限公司

ナビタスビジョンソリューション株式会社

NAVITAS VIETNAM CO., LTD.

なお、前連結会計年度において連結子会社であった納維達斯商貿（蘇州）有限公司は、納維達斯机械（蘇州）有限公司と吸収合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

タクトピクセル株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない為であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

タクトピクセル株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち納維達斯机械（蘇州）有限公司及びNAVITAS VIETNAM CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券・その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品……………個別法

仕掛品……………個別法

原材料……………総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用して（リース資産を除く）おります。

ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年均等償却によっております。

無形固定資産 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は、簡便法によるおります。また、在外連結子会社については退職金制度を採用していないため、退職給付に係る負債を計上しておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社は、設立時より100%持分子会社であるため、該当事項はありません。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜方式により処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

借入金850千円（短期借入金450千円、長期借入金400千円）の担保として抵当に供しているものは、次の通りであります。

機械装置及び運搬具 1,522千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,912,776千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,722,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成29年6月29日開催の定時株主総会において、次の通り決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 32,281千円

1株当たり配当額 7.5円

（うち、普通配当5.0円、創業50周年記念配当2.5円）

基準日 平成29年3月31日

効力発生日 平成29年6月30日

平成29年11月9日開催の取締役会において、次の通り決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 21,520千円

1株当たり配当額 5.0円

基準日 平成29年9月30日

効力発生日 平成29年12月4日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成30年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	21,217千円
1株当たり配当額	5.0円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月27日

- (3) 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には原料等の輸入及び海外生産に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日や残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照下さい。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	1,858,981	1,858,981	—
②受取手形及び売掛金	814,582		
貸倒引当金（※）	△887		
	813,695	813,695	—
③投資有価証券			
その他有価証券	223,170	223,170	—
資産計	2,895,847	2,895,847	—
④支払手形及び買掛金	961,113	961,113	—
負債計	961,113	961,113	—

（※）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額60,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	672.55円
(2) 1株当たり当期純利益	4.66円

6. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

当社は平成29年12月21日開催の取締役会において、下記の固定資産の譲渡を決議し、平成30年4月10日に引渡しが完了しております。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用による資産の効率化と財務体質の向上を図るため、当社が保有する不動産の譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容

①資産の名称	当社東京支店ビル
②所在地	東京都豊島区巢鴨1丁目2番5号
③資産の概要	土地 面積 452.88㎡ 建物 延床面積 450.29㎡
④譲渡益	115百万円
⑤現況	東京支店事務所

(注) 譲渡益は譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る費用を控除した金額であります。

(3) 譲渡先、譲渡価額及び帳簿価額

譲渡先、譲渡価額及び帳簿価額については、譲渡先との守秘義務により開示は控えさせていただきます。なお、譲渡先は国内法人1社ですが、当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はなく、また当社の関連当事者に該当する状況ではありません。

(4) 譲渡の日程

- | | |
|-----------|-------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成29年12月21日 |
| ② 契約締結日 | 平成29年12月22日 |
| ③ 物件引渡日 | 平成30年4月10日 |

(5) 損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴う譲渡益115百万円は、翌連結会計年度において「固定資産売却益」として特別利益に計上する予定です。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月7日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤陽子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナビタス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナビタス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第39期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月7日

ナビタス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 坂本 享 ㊞

監査等委員 飯島 奈絵 ㊞

監査等委員 高橋 修司 ㊞

(注)1. 監査等委員飯島奈絵及び監査等委員高橋修司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	(1,867,335)	流動負債	(676,266)
現金及び預金	970,174	支払手形	289,804
受取手形	94,107	買掛金	167,636
電子記録債権	72,282	リース債務	5,360
売掛金	299,805	未払金	51,511
商品及び製品	53,741	未払費用	27,049
仕掛品	217,310	未払法人税等	11,038
原材料及び貯蔵品	67,885	前受金	24,570
前渡金	2,295	預り金	48,801
前払費用	14,629	前受収益	11,547
繰延税金資産	21,740	賞与引当金	38,945
その他	53,572	固定負債	(65,336)
貸倒引当金	△210	リース債務	13,673
固定資産	(1,047,576)	繰延税金負債	7,939
有形固定資産	(605,519)	退職給付引当金	31,076
建物	40,771	役員退職慰労引当金	12,647
構築物	85	負債合計	741,602
機械装置	477	純資産の部	
工具、器具及び備品	4,687	株主資本	(2,134,480)
土地	559,497	資本金	(1,075,400)
無形固定資産	(2,208)	資本剰余金	(943,375)
ソフトウェア	2,208	資本準備金	942,600
投資その他の資産	(439,848)	その他資本剰余金	775
投資有価証券	253,170	利益剰余金	(588,707)
関係会社株式	159,444	利益準備金	136,639
破産更生債権等	744	その他利益剰余金	452,067
その他	27,233	別途積立金	430,000
貸倒引当金	△744	繰越利益剰余金	22,067
		自己株式	(△473,001)
		評価・換算差額等	(38,827)
		その他有価証券評価差額金	38,827
資産合計	2,914,911	純資産合計	2,173,308
		負債純資産合計	2,914,911

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,947,725
売上原価		1,380,068
売上総利益		567,656
販売費及び一般管理費		677,043
営業損失		109,386
営業外収益		
受取利息	688	
受取配当金	42,145	
受取賃貸料	21,490	
保険解約返戻金	5,369	
その他	5,540	75,234
営業外費用		
支払利息	9	
為替差損	2,619	
その他	135	2,764
経常損失		36,917
特別損失		
減損損失	23,574	23,574
税引前当期純損失		60,491
法人税、住民税及び事業税	5,189	
法人税等調整額	△21,740	△16,550
当期純損失		43,941

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
平成29年4月1日残高	1,075,400	942,600	775	943,375	136,639	1,330,000	△780,189
当期変動額							
剰余金の配当				－			△53,802
当期純損失(△)				－			△43,941
別途積立金の取崩				－		△900,000	900,000
自己株式の取得				－			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				－			
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△900,000	802,256
平成30年3月31日残高	1,075,400	942,600	775	943,375	136,639	430,000	22,067

(単位：千円)

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
	利益剰余金 合 計					
平成29年4月1日残高	686,450	△450,976	2,254,249	26,154	26,154	2,280,404
当期変動額						
剰余金の配当	△53,802		△53,802		－	△53,802
当期純損失(△)	△43,941		△43,941		－	△43,941
別途積立金の取崩	－		－		－	－
自己株式の取得	－	△22,025	△22,025		－	△22,025
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－		－	12,673	12,673	12,673
当期変動額合計	△97,743	△22,025	△119,768	12,673	12,673	△107,095
平成30年3月31日残高	588,707	△473,001	2,134,480	38,827	38,827	2,173,308

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品…………… 個別法

仕掛品…………… 個別法

原材料…………… 総平均法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価格については、法人税等に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年均等償却によっております。

無形固定資産

自社利用ソフトウェア

（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は、簡便法によっております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜方式により処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、受取手形に含めておりました電子記録債権（前事業年度7,237千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,823,881千円

(2) 保証債務

下記会社の金融機関からの借入債務に対し、次の通り保証を行っております。

納維達斯机械（蘇州）有限公司 39,034千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 102,923千円

長期金銭債権 19,112千円

短期金銭債務 6,541千円

4.	損益計算書に関する注記	
	関係会社との取引高	
	営業取引による取引高	
	売上高	70,901千円
	仕入高	58,228千円
	販売費及び一般管理費	11,959千円
	営業取引以外の取引による取引高	47,461千円
5.	株主資本等変動計算書に関する注記	
	当事業年度末日における自己株式の種類及び数	
	普通株式	1,478,935株
6.	税効果会計に関する注記	
	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	繰延税金資産	(単位：千円)
	役員退職慰労引当金	3,872
	退職給付引当金	9,536
	投資有価証券評価損	14,553
	たな卸資産評価損	12,062
	減損損失	326,269
	会員権評価損	2,449
	賞与引当金	11,925
	貸倒引当金	292
	繰越欠損金	149,524
	関係会社株式評価損	14,985
	その他	6,188
	繰延税金資産小計	551,660
	評価性引当額	△529,920
	繰延税金資産合計	21,740
	繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	△7,939
	繰延税金負債合計	△7,939
	繰延税金資産純額	13,800

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	ナビタスイン モールドイン グソリューションズ㈱	堺市 西区	20,000	製造業	所有直接 100.0	成形転写装置 及び関連資材 の販売並びに メンテ保守委 託 役員の兼任	当社製品の 販売	51,660	売掛金 受取手形	1,906 37,224
							賃貸料の 受取	10,400	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、他の販売先と同様の方法により、価格を決定しております。

賃貸料については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

512.14円

(2) 1株当たり当期純損失

10.26円

9. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

当社は平成29年12月21日開催の取締役会において、下記の固定資産の譲渡を決議し、平成30年4月10日に引渡しが完了しております。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用による資産の効率化と財務体質の向上を図るため、当社が保有する不動産の譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容

①資産の名称	当社東京支店ビル		
②所在地	東京都豊島区巣鴨1丁目2番5号		
③資産の概要	土地	面積	452.88㎡
	建物	延床面積	450.29㎡
④譲渡益	115百万円		
⑤現況	東京支店事務所		

(注) 譲渡益は譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る費用を控除した金額であります。

(3) 譲渡先、譲渡価額及び帳簿価額

譲渡先、譲渡価額及び帳簿価額については、譲渡先との守秘義務により開示は控えさせていただきます。なお、譲渡先は国内法人1社ですが、当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はなく、また当社の関連当事者に該当する状況ではありません。

(4) 譲渡の日程

- | | |
|-----------|-------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成29年12月21日 |
| ② 契約締結日 | 平成29年12月22日 |
| ③ 物件引渡日 | 平成30年4月10日 |

(5) 損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴う譲渡益115百万円は、翌事業年度において「固定資産売却益」として特別利益に計上する予定です。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年6月7日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤陽子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナビタス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月7日

ナビタス株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 坂本 享 ㊟
監査等委員 飯島 奈絵 ㊟
監査等委員 高橋 修司 ㊟

(注)1. 監査等委員飯島奈絵及び監査等委員高橋修司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様には安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

この基本方針に則り、当期の剰余金の処分につきましては、次の通りとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円00銭

総額21,217,825円

これにより当期の年間配当額は、既にお支払しております中間配当金とあわせて、1株につき10円00銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は平成28年3月期（当社第37期）の定時株主総会でご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。しかし、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの充実を図るには、業務執行と監査機能の役員の組織体を分断することがより重要であるとの考えに至り、監査役会設置会社に移行いたしたく、監査役会及び監査役に関する規程の新設並びに監査等委員会及び監査等委員に関する規程の削除を行うものであります。これにより、一層のコーポレート・ガバナンスの充実強化を齎ることが可能になると考えております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は本定款第15条第2項の定めるところによる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の時までとする。</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最後の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の時までとする。</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (現行通り)</p> <p>第2章 株 式 第5条～第11条 (現行通り)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第16条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 第17条 (現行通り)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第19条 当社の取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は本定款第15条第2項の定めるところによる。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 当会社を代表すべき取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長及び取締役社長を各1名、専務取締役及び常務取締役を各若干名おくことができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査等委員である取締役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役の報酬とそれ以外の取締役の報酬とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第27条 当会社は、会社法第423条第1項の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の賠償責任につき法令に定める要件に該当する場合、会社法第426条第1項の規程に基づき、取締役会の決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができるものとする。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規程により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第28条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>	<p>第21条 (現行通り)</p> <p>第22条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長を各1名、専務取締役及び常務取締役を各若干名おくことができる。</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>第24条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 (削除)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第26条 当会社は、会社法第423条第1項の取締役の賠償責任につき法令に定める要件に該当する場合、会社法第426条第1項の規程に基づき、取締役会の決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができるものとする。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規程により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 (削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。	(削除)
第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。	(削除)
第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。	(削除)
(新設)	第5章 監査役及び監査役会
(新設)	第27条 当会社に監査役及び監査役会を置く。
(新設)	2 当会社の監査役は、4名以内とする。
(新設)	3 監査役会は、その決議により常勤の監査役を定める。
(新設)	第28条 当会社の監査役は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。
(新設)	第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
(新設)	第30条 監査役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の時は、この期間を短縮することができる。
(新設)	2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。
(新設)	第31条 監査役の報酬、賞与その他の監査業務の対価として当会社から受ける財産上の利益の総額は、株主総会の決議によってこれを定める。
(新設)	第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規程により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、予め定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>第33条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条 (条数変更)</p> <p>第34条 当会社の会計監査人は、監査役会の同意を得た上で株主総会において選任する。</p> <p>第35条 (条数変更)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第37条 (条数変更)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (条数変更)</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(3名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、当社は監査役会設置会社へ移行します。つきましては、監査役会設置会社移行後の取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	つじ たに じゅん いち 辻 谷 潤 一 (昭和32年7月8日生)	<p>昭和58年3月 京都大学大学院工学研究科修了</p> <p>平成15年11月 ナビタス株式会社入社</p> <p>平成19年4月 当社執行役員IDP部長</p> <p>平成22年6月 当社取締役検査装置部長</p> <p>平成23年4月 ナビタスビジョンソリューション株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成23年6月 当社取締役退任</p> <p>平成26年6月 当社取締役</p> <p>平成29年4月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成30年1月 タクトピクセル株式会社代表取締役社長</p> <p>平成30年5月 タクトピクセル株式会社取締役会長(現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>ナビタスビジョンソリューション株式会社代表取締役社長</p> <p>タクトピクセル株式会社取締役会長</p>	53,900株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	きくちこうじ 菊池浩司 (昭和34年2月2日生)	昭和58年3月 姫路工業大学産業機械工学科修士課程修了 平成19年10月 ナビタス株式会社入社 平成20年7月 当社東京支店長 平成23年3月 当社退社 平成23年4月 ナビタスビジョンソリューション株式会社取 締役（現任） 平成29年4月 ナビタス株式会社入社商品事業部長 平成29年6月 当社取締役商品事業部長 平成30年4月 当社常務取締役商品事業部長（現任） <重要な兼職の状況> ナビタスビジョンソリューション株式会社取締役	20,000株
3※	せきぐちやすゆき 関口泰之 (昭和41年9月4日生)	昭和60年3月 大阪府立汎愛高等学校 卒業 昭和60年4月 大平工業株式会社(現ナビタス株式会社)入社 平成8年3月 エヌアイエス株式会社(現ナビタスインモール ディングソリューションズ株式会社)入社・転 籍 平成18年6月 エヌアイエス株式会社取締役部長 平成24年6月 ナビタスインモールディングソリューシ オンズ株式会社常務取締役 平成25年6月 ナビタスインモールディングソリューシ オンズ株式会社専務取締役 平成26年6月 ナビタスインモールディングソリューシ オンズ株式会社代表取締役社長（現任） 平成29年6月 当社執行役員商品事業部副事業部長(現任) <重要な兼職の状況> ナビタスインモールディングソリューションズ株式会社代表 取締役	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4※	ひぬまとおる 日 沼 徹 (昭和36年6月1日生)	昭和61年3月 中央大学商学部会計学科 卒業 昭和61年4月 山一証券株式会社 平成10年5月 シグマベイスキャピタル株式会社 平成11年10月 松井証券株式会社 平成15年8月 株式会社ジャスダック証券取引所 平成16年11月 株式会社パソナキャリア 平成18年3月 株式会社まぐまぐ 平成18年3月 株式会社GMOアドパートナーズ(社外取締役兼務) 平成27年6月 株式会社ケーアイエス 平成29年9月 ナビタス株式会社入社執行役員企画室室長 平成30年4月 当社執行役員管理本部長兼東京支店長(現任)	5,200株
5※	つじ まこと 辻 誠 (昭和35年4月15日生)	昭和59年3月 愛知県立大学外国語学部 卒業 平成3年10月 住商エレクトロニクス株式会社(現SCSK株式会社) (平成16年 株式会社コンポーネントスクエア取締役兼務) 平成17年3月 立教大学大学院MBA修了 平成18年4月 コミュニケーションアライアンス株式会社取締役 平成20年12月 函研ネットウェイブ株式会社常務取締役 平成27年4月 グローバルセキュリティエキスパート株式会社常務取締役 平成29年12月 株式会社Bridge顧問(現在に至る)	一株

(注)1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 辻誠氏が取締役を選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

4. 辻誠氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。

(1)社外取締役候補者とする理由

辻誠氏は、数々の企業の経営支援に参画された豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的かつ中立的な立場で当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、社外取締役候補者として選任いたしました。

(2)当社は、辻誠氏を東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定し同取引所へ届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、当社は監査役会設置会社へ移行します。つきましては、監査役会設置会社移行後の監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。また、本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1※	いしむらとしひこ 石村俊彦 (昭和29年8月6日生)	昭和55年3月 大阪大学基礎工学部制御工学科 卒業 昭和55年4月 ミノルタカメラ株式会社（現コニカミノルタ株式会社） 平成18年4月 ソニー株式会社 平成23年11月 サムスン電子株式会社 平成25年10月 同社退社 平成30年4月 ナビタス株式会社顧問（現任）	一株
2※	はらまさかず 原正和 (昭和51年5月5日生)	平成13年3月 京都大学法学部卒業 平成20年3月 デューク大学ロースクール（LLM課程）修了 平成14年10月 弁護士登録 平成21年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成22年5月 弁護士法人あすなろ社員弁護士 平成27年6月 コタ株式会社社外取締役（現在に至る）	一株
3※	よしじまあつし 吉嶋厚 (昭和33年3月5日生)	昭和56年3月 神戸学院大学卒業 昭和56年4月 トーシキインテリア株式会社（現オリックス・インテリア株式会社） 平成23年10月 同社インテリア事業部長 平成27年12月 同社インテリア事業部長兼市岡ドライビングスクール管理部長 平成28年4月 同社執行役員インテリア事業部長兼市岡ドライビングスクール管理部長 平成30年4月 同社営業本部主幹（現在に至る）	一株

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 石村俊彦、原正和及び吉嶋厚の各氏が監査役に選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 原正和及び吉嶋厚の両氏は、社外監査役候補者であります。社外監査役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。
 - (1) 社外監査役候補者とする理由
原正和氏は、弁護士としての高い専門性を備えた知識と経験を有することから、独立した客観的な視点より経営及び業務執行に対する監査を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任いたしました。
吉嶋厚氏は、オリックス・インテリア株式会社の執行役員として会社経営・組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから社外監査役候補者として選任いたしました。
 - (2) 当社は、原正和及び吉嶋厚の両氏を東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定し同取引所へ届け出る予定であります。

第5号議案 取締役の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成28年6月29日開催の当社第37期定時株主総会にて「年額150,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）」と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査役会設置会社へ移行します。

つきましては、監査役会設置会社へ移行した後の取締役の報酬額を昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これまでと同様の「年額150,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）」とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。また、この報酬等には、使用人兼務役員の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は3名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役5名選任の件」が原案通り可決された場合、取締役の員数は5名となります。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査役の報酬等の額決定の件

当社は、監査等委員である取締役の報酬等について、平成28年6月29日開催の当社第37期定時株主総会にて「年額25,000千円以内」と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査役会設置会社へ移行します。

つきましては、監査役会設置会社へ移行した後の監査役の報酬額を昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これまでと同様の「年額25,000千円以内」とし、各監査役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査役協議によるものとさせていただきたいと存じます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査役3名選任の件」が原案通り可決された場合、監査役の員数は3名となります。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます藤本雅也氏に対し、在任中の労に報いるため当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。退任取締役の略歴は次の通りであります。

ふりがな氏名	略歴
ふじもとまさや 藤本雅也	平成24年7月 当社取締役（現任）

第8号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任する坂本享氏、飯島奈絵氏、高橋修司氏に対し、在任中の労に報いるため当社所定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。退任監査等委員である取締役の略歴は次の通りであります。

ふりがな氏名	略歴
さかもととおる 坂本 享	平成28年6月 当社取締役（現任）
いいじまなえ 飯島 奈絵	平成28年6月 当社取締役（現任）
たかはししゅうじ 高橋 修司	平成28年6月 当社取締役（現任）

第9号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の決定に基づいております。また、監査等委員会が有限責任あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、現会計監査人の継続年数を考慮し、新たな視点での幅広い情報提供等が期待でき、また、独立性及び専門性並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断した為であります。

会計監査人候補者は、次の通りであります。

名称	有限責任あずさ監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿革	昭和60年7月1日 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月1日 井上斉藤英和監査法人(昭和53年4月5日設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする。 平成16年1月1日 あずさ監査法人(平成15年2月26日設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする。 平成22年7月1日 有限責任監査法人に移行し、名称を有限責任あずさ監査法人とする。
概要	資本金 30億円 構成人員 6,017名 関与会社数 5,069社

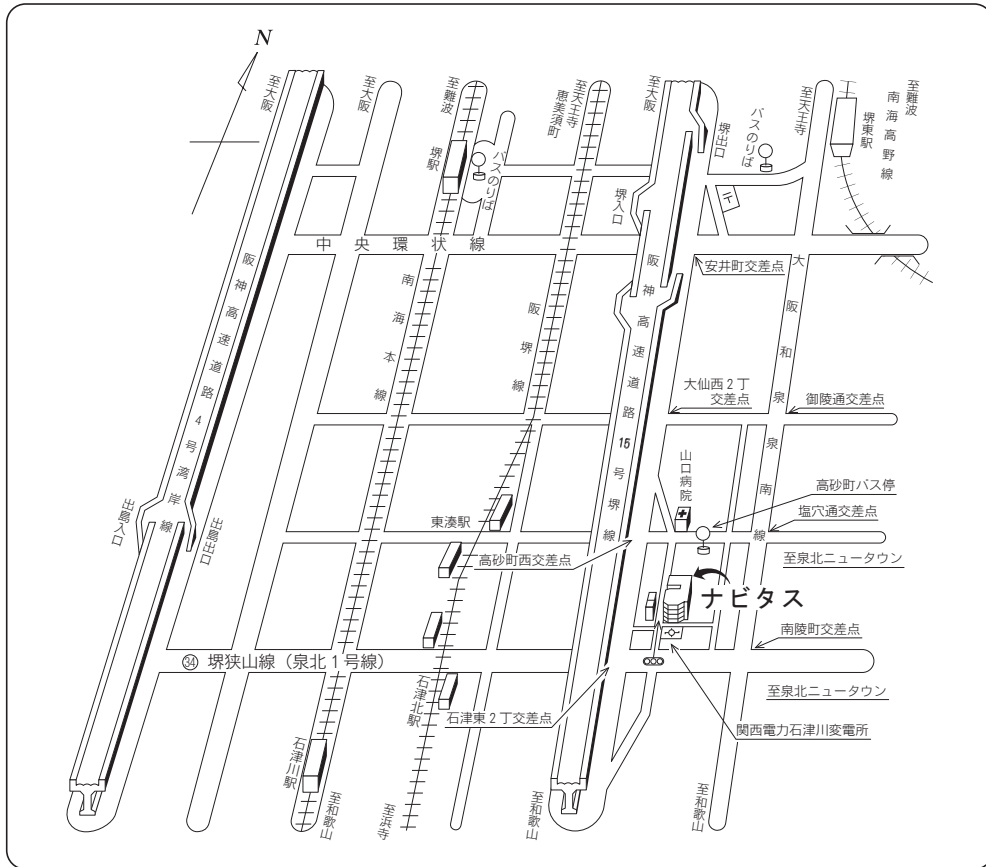
以 上

〈MEMO〉

〈MEMO〉

第39期定時株主総会会場ご案内図

大阪府堺市堺区石津北町9番1号
 当社本社 4階 カルチャーセンター
 TEL 072-244-1231



南海本線 堺駅より南海バス堺市内南回り22系統利用
 高砂町バス停より徒歩5分
 南海高野線 堺東駅より南海バス堺市内南回り21系統利用
 高砂町バス停より徒歩5分
 タクシーご利用の場合は、堺駅、堺東駅から約10分です。
 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

